

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

令和元年6月14日

【開催日】 令和元年6月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時16分～午後0時8分

【出席委員】

分科会長	河野朋子	副分科会長	伊場勇
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	高松秀樹	委員	長谷川知司
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	企画部長	清水保
企画部次長兼財政課長	篠原正裕	企画政策課長	和西禎行
企画政策課主幹	杉山洋子	企画政策課政策調整係長	佐貫政彰
企画政策課政策調整係主任主事	藤井貴大	企画政策課行政経営係長	福田淑子
財政課課長補佐	村長康宣	財政課財政係長	野原崇史
財政課調整係長	鈴木一史	情報管理課長	山根正幸
情報管理課課長補佐	村上信一	教育長	長谷川裕
教育部長	尾山邦彦	教育次長兼教育総務課長	吉岡忠司
教育総務課課長補佐兼総務係長	矢野亜希子	教育総務課主査兼学校施設係長	岩壁裕樹
学校教育課長	下瀬昌巳	下水道課主査兼工務係長	小路弘史
選挙管理委員会事務局長	白石俊之		

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆	議事係長	中村潤之介
-------	-----	------	-------

【付議事項】

1 議案第52号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）につ

---

午前10時16分 開会

---

河野朋子分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会します。審査内容、議案第52号令和元年山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について審査を行いますので、よろしくお願ひします。まず、審査番号に沿って、1番の歳入に係る説明について、よろしくお願ひします。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第52号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）におけます、歳入の一般財源について説明します。補正予算書の8ページ、9ページの下段になりますが、19款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、このたびの補正の財源調整として、3,708万9,000円を増額しております。この補正によりまして、財政調整基金の予算上の残高は、35億1,945万円となります。次に、10ページ、11ページ、21款4項2目3節民生費雑入において、病児保育施設整備補助金返還金226万円を計上しております。このうち、75万3,000円については、市に対する返還分であり、過年度分に係る歳入となりますので、予算処理上、一般財源の扱いとしております。このため、本分科会において説明したいと思ひます。この「病児保育施設整備補助金」ですが、これは、平成28年度において、病児保育施設を整備した事業者に対して交付したものです。国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担し、補助金として3,051万円を交付したところです。補助金の返還に至った理由については、補助を受けた事業者が、消費税及び地方消費税の確定申告において、補助金を受けて実施した補助事業を「課税取引に要する経費」として計上したこと、また、補助対象事業となった施設整備に伴い支払った消費税について、その全額を「仕入税額控除」としたことにより、国の交付要綱等に基づき、交付した補助金のうち消費税及び地方消費税相当分の226

万円の返還が生じたものです。事業者から返還される226万円については、歳入において、その全額を計上しております。このうち、3分の2の150万7,000円を国・県への償還金としての特定財源とし、残りの3分の1の75万3,000円については、市に対する返還金で、過年度分の収入となりますので、一般財源としての整理をしているものです。なお、国・県に対する返還については、補正予算書の16、17ページの中段、3款2項2目23節の償還金において、歳入額226万円のうち150万7,000円を償還金として計上しております。以上、このたびの、令和元年度一般会計補正予算（第2回）の歳入のうち、一般財源について説明しました。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長　それでは歳入に係る一般財源についての説明が終わりましたので、ここの部分について質疑を受けます。質疑はよろしいですか。では、歳入について質疑がないということなので、歳出についての説明をよろしく申し上げます。

山根情報管理課長　予算書の12ページ、2款1項4目情報管理費239万1,000円の補正について、補正前の1億8,603万3,000円に対して、補正後は1億8,842万4,000円となります。予算書13ページ、19節負担金、補助及び交付金の239万1,000円は、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」において、行政機関間での情報連携の基盤である「自治体中間サーバ・プラットフォーム」の機器更新に係る負担金の確定に伴い増額するものです。マイナンバー制度で規定された特定個人情報を格納した自治体ごとの中間サーバは、地方公共団体情報システム機構（略称：JLIS）が一括で集約整備しております。そして、専用ネットワークを介して情報連携されております。現行の自治体中間サーバは、平成26年度から構築に着手し、平成29年度に運用を開始され、令和3年7月をもって保守停止の予定です。当該負担金に係る次期自治体中間サーバは、本年度から令和3年までの構築期間を経て、保守停止となる令和3年7月稼働開始を目指し

ています。次に、この事業の特定財源ですが、全額を国庫補助として交付されます。以上、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長　続きますして、企画政策課ですかね。

和西企画政策課長　このたびの補正予算は、官民連携事業を活用した山陽小野田市商工センター再整備事業に関する調査業務を実施するため、1,380万円を増額するものです。予算書12ページ、13ページの9目企画費についてになります。山陽小野田市商工センターは、1979年に竣工し、築40年となる建物です。一昨年、外壁が崩落するなど、老朽化が著しい建物であることは皆様も御存じのとおりです。このたび、官民連携——PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）——の手法を用いて再整備を行っていく方針を市として決定し、そのための準備調査に今年度取り掛かることとしました。調査経費には、国土交通省の補助金、100%充当の補助金を充てることとし、4月に申請を行ったところ、5月末に採択されましたので、その経費について本議会に補正予算として計上したところです。予算費目について御説明する前に、本調査業務の概要等についてお手元にお配りした資料を基に御説明させていただきます。まず、1ページです。先ほどお話ししたとおり、商工センターの在り方については、同じように老朽化が進む公共施設が多々ある中、市単独での建て替えはできないという現状もあり、なかなか方針を固めることができませんでした。そういった状況下において、同様に老朽化で小野田支店の建て替えの検討を行っていた山口銀行、現商工センター内に事務所がある小野田商工会議所の2者をパートナーに、官民連携による再整備を行って見たらどうかという提案が、山口銀行フィナンシャルグループの企業であるYMF Gゾーンプランニング（通称：YM-ZOP）からありました。YM-ZOPは、地方創生に関する自治体支援を行っている会社で、本市も昨年5月に包括連携協定を結んでいるところですが、そのYM-ZOPから国土交通省の官民連携調査事業の補助メニューを活用して取り組んで見たらどうかという提案があり、4月

に申請したところ、5月末に採択されたという次第です。2ページを御覧ください。補助事業の名称は、「先導的官民連携支援事業」です。先導的な官民連携事業を実施しようとする自治体に対し、調査委託費を国土交通省が2,000万円を上限に全額補助する事業です。今回、概算事業費1,800万円を申請したところ、1,350万円の採択を頂いたところです。3ページです。先導的官民連携支援事業の概要です。「1事業の方向性」としては、市、小野田商工会議所、山口銀行が官民連携のパートナーとなり、3者が中心になって、まちづくりの視点に立ったPPPによる施設の再整備、土地利活用等を検討するものです。跡地利活用事業への参画は、山口銀行小野田支店の跡地の検討も視野に入れているということで書き加えています。4ページです。「2 対象地の有効な利活用方法」についてです。施設再整備だけでなく、エリアの視点に立って、地域課題の解決に役立ち、かつ実現可能な事業の検討を行うとともに、本事業の意義を理解し、事業に関心を示す他のパートナーを増やしていくことを想定しています。「3 PPP（官民連携）の手法の検討」についてですが、民間の事業領域が大きくなる官民連携事業を行うことを前提に、今回の商工センターの案件を先進例——リーディングプロジェクト——とし、中長期的に他の市有地や民間遊休地等へ連鎖的に事業を生み出すことを想定する、という観点に立ち、PPPの中でもLABVという手法を用いて調査業務の中で優先的に検討することとしました。5ページです。それでは、そのLABVという手法について御説明します。LABVとは「ローカルアセットバクトビークル」（官民協働開発事業体）と言われるもので、PPP——官民連携——の一つの手法です。PPPの先進国であるイギリスで実際に行われているものですが、自治体が公有地を現物出資、民間事業者が資金を出資して作った事業体が、公共施設と民間収益施設を複合的に整備するものです。PFIは特定の公共施設を対象とするのに対して、LABVは複数の公有地に商業施設やオフィスビル等の民間収益施設も組み合わせた開発やマネジメントを行うものであります。6ページです。LABVを図式化しています。黄色の部分がLABV——共同事業体——です。形態が合同

会社、株式会社になるかはこれからの検討になるわけですが、その事業体に対し、左側の自治体は公有地の現物出資、右側の民間事業者、金融機関は資金、あるいは融資を行うことで、LABVがプロジェクト①、プロジェクト②といったいろいろな事業展開をしていくことになります。LABVの特徴としては、「① 公共の余剰資産に民間資金を活用」して事業化することと、「② ファイナンスを通じた事業性の評価」。金融機関が融資に足る事業、つまり事業性を評価して融資を行うことで、採算性、安定性のある事業が構築されることが挙げられます。7ページです。6ページの図はあくまでも一般的なLABVであり、様々な形態が考えられますが、今回の商工センターの案件について、想定している図です。市からは商工センターの土地、底地部分の現物出資、小野田商工会議所、山口銀行、加えて本事業に賛同する他の民間プレイヤーの出資からなる「まちづくり共同事業体」を設立し、山口銀行からの融資を得るといった形態が想定されるところです。そして、その事業体が実施する事業としては、まず拠点施設の整備——公共施設と民間施設の整備になるわけですが、——それにプラスして、まちづくりプラットフォームを形成し、地域商品開発、観光、創業支援などといった事業展開をしていくことを想定しています。ただし、この7ページにある、LABVの形態や実施事業については今回の調査の中で詳細を検討していくことになります。8ページです。今回の取り組みもうとしているLABV——官民連携——も基本的には第3セクターの範ちゅうに入るものです。従来の第3セクターはそこに書いてありますような問題点が言われていました。①官と民の責任分担が曖昧。②無理な目標設定と過大投資。これは主に官（公）のほうの問題ではありますが、基本計画、基本構想等に縛られ、「この施設はこうあるべきだ」という理念を尊重するあまり、事業採算性という観点からの経営がおざなりになってしまうということが当たります。③議会説明、議会報告、市民への情報開示が行われなかった。というようなことが言われています。今回は、それらの課題を解決すべく、調査業務に取り掛かるに当たっての前提条件として、「① 官と民の経営責任及び財政負担の範囲を明確化」。自治体の財政力に頼る

ことなく持続可能な事業を構築し、市は共同事業体の経営には関与せず、事業が立ち行かなくなっても、運営補助、損失補償は一切行わず、共同事業体が責任を持つ。「② 政策目標と事業採算性の両立ができる事業スキームを構築」。そして、「③ 積極的な情報公開、発信によるチェック機能の強化」。これは、議会への説明を含むものですが、しっかりと行っていきたいと考えています。9ページは今年度実施しようとしている調査業務の流れです。特に③ですが、今回の調査業務を通じて、PPPの人材育成を図ってまいりたいと考えています。市役所、市民、事業所等に今回の調査業務を通じて、官民連携——PPP——の考えを深めるきっかけにしたいと考え、セミナーやワークショップの開催を計画しています。議員の皆様にも、是非、御参加していただければと思います。10ページです。事業化に向けてのスケジュールとしては、本議会において議決を頂いた後、業務をスタートさせ、来年2月には調査報告書の完成を予定しています。そして、それを受けて、来年度には活用構想、計画の策定、事業主体の組成等の検討を進め、令和3年度、4年度に実際の再整備の事業を行う予定です。とはいえ、これは、調査内容次第で早くなるかもしれませんが、遅くなるかもしれません。今年度、しっかりと調査をし、市、商工会議所、山口銀行の合意の下、来年度、実施に向けて取り組んでいきたいと考えています。それでは、歳出予算について御説明します。補正予算書の12ページ、13ページの歳出についてから御説明します。2款総務費、1項総務管理費において、9目企画費に1,380万円を計上しています。費目としましては、8節旅費28万5,000円、13委託料1,350万円、19節負担金、補助及び交付金1万5,000円を計上しています。このうち、13節委託料は、国土交通省の補助金を全額活用した調査業務委託料1,350万円です。なお、委託先としましては、先ほどお話しさせていただきましたが、YMF Gゾーンプランニングとの随意契約を想定しています。随意契約の理由としては、市との包括連携協定を締結していること。山口県において唯一内閣府国土交通省と協定を締結している「山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム」の代表者となっていて、地域の



産学官金のPPPのプラットフォームの形成に知識とノウハウを持っていること。そして、本補助事業の申請において当初から本市の状況、本事業の内容を熟知し、支援をいただいていること等、今回の事業を受託する要件を満たしていることを理由に随意契約を考えています。9節旅費、19節負担金、補助及び交付金については、補助対象ではなく市単独部分になりますが、これは、PPPの知識を習得するための職員の研修参加、先進地視察等の旅費、研修負担金を計上しています。次に歳入についてです。8ページ、9ページをお開きください。15款国庫支出金、2項総務費国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金の先導的官民連携支援事業補助金1,350万円の増額です。今回の事業の特定財源として充当します。御説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長　続きまして、申し上げます。

和西企画政策課長　引き続き、プレミアム付商品券についての御説明をさせていただきます。このたびの補正予算は、プレミアム付商品券事業を実施するため、歳入歳出それぞれ1,769万2,000円を増額するものです。予算費目について御説明する前に、プレミアム付商品券事業の概要等について、御説明します。プレミアム付商品券事業は、消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、令和元年10月から令和2年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行し、販売するものです。購入者は、公募で決められた店舗でプレミアム付商品券を使用して商品を購入することができ、店舗は、使用されたプレミアム付商品券を、金融機関を通じて換金し、市から金融機関へプレミアム付商品券を換金した金額を支払うこととなります。このプレミアム付商品券の販売及び発行を行う市区町村に対し、その実施に必要な事業費及び事務費を国が全額補助する事業となります。資料1を御覧ください。「1. 購入対象者」。プレミアム付商品券を購入

することができる対象者ですが、平成31年度住民税非課税者と、3歳未満の子（平成28年4月2日から令和元年9月30日までに出生した子）が属する世帯の世帯主となっています。なお、住民税非課税者の範囲としては、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者は除くこととされています。3歳未満の子については、3月議会の後、対象者が拡大しました。平成28年4月2日から令和元年6月1日までに出生した子に加え、令和元年6月2日から9月30日までに出生した子が属する世帯主も、新たに対象となりました。なお、2つの対象者の要件のいずれにも該当する方は、併給が可能となります。「2. 対象者数（見込み）」ですが、住民税非課税者は1万2,500人です。これは今回のプレミアム付商品券と同様に住民税非課税者が対象となった平成29年度実施の臨時福祉給付金の支給対象人数から見込んでいます。一方、3歳未満の子は約1,600人いますが、その子が属する世帯主が対象者になりますので、対象者は1,500人と見込んでいます。こちらについては3月末時点の住民基本台帳から対象者を抽出するとともに、今年の4月から9月までに出生する子供の人数については、前年の同時期の出生数から見込んだものとなっています。「3. 購入限度額」について、購入対象者にはプレミアム付商品券の購入引換券を配布し、この購入引換券と2万円をもって、2万5,000円のプレミアム付商品券を購入していただきます。なお、3歳未満の子が属する世帯主については、子供の人数に応じて購入引換券が発行されることになり、プレミアム付商品券も2万5,000円の人分を購入することができます。例えば、両親と3歳未満の子供が2人の4人家族が非課税世帯である場合、住民税非課税者分のプレミアム付商品券を2万5,000円の4人分である10万円分、3歳未満の子が属する世帯主分のプレミアム付商品券を2万5,000円の2人分である5万円分、合わせて15万円分まで購入可能となります。「4. その他」、プレミアム付商品券を購入するためには、合計2万円の現金を用意する必要があることから、5回までの分割購入を可能とし、1回当たりプレミアム付商品券5,000円分から購入することができるようにします。また、商品券の額面は、

1枚500円を予定しています。券面額5,000円の商品券を4,000円で販売することになりますので、割引率は20%ということになります。「5. 各手続場所及び期間」についてです。住民税非課税者については、購入引換券を受け取るための申請をする必要がありますが、申請場所は、本庁のほか、総合事務所、支所、出張所となります。対象と思われる方に申請書の様式を送付しますが、その際に返信用封筒を同封しますので、基本的には郵送で申請書を受け付けます。申請期間は7月中旬からを予定しています。なお、3歳未満の子がいる世帯については、申請が不要です。商品券の販売ですが、市民に身近な場所で販売するため、市内の各地に支店がある市内郵便局への委託を予定しています。詳細は今後詰めていくこととなりますが、簡易郵便局を除く10の郵便局に委託したいと考えています。販売期間は10月1日から2月29日までです。商品券の使用店舗について、6月1日から市内の事業者に対し幅広く募集を行っています。商品券の使用期間は10月1日から3月31日までです。なお、使用できる店舗については、プレミアム付商品券購入時に店舗の一覧を冊子にしたものを配布するとともに、使用可能な店舗にはステッカーを貼ってもらうほか、市ホームページにも掲載して、広く周知を図ってまいります。使用済み商品券の換金手続は市内の金融機関にお願いする予定です。換金の期間は10月1日から4月30日までです。次に、資料2の「1 プレミアム付商品券事業実施スケジュール」を御覧ください。まず、住民税非課税者についてですが、7月中旬に、対象になるとと思われる方に申請書の様式を郵送します。同時に、申請書の受付と、要件に該当するかどうかの審査を開始することになります。審査により対象となることが確認できた方には、9月中旬に購入引換券を郵送する予定です。続いて、3歳未満の子がいる世帯については資料2の上の表の真ん中の列のところになりますが、こちらについては申請が不要ですので、市から対象者に購入引換券を送付することになります。①の6月1日までに出生した子が属する世帯主については、9月中旬に購入引換券を送付。②の6月2日から7月31日までに出生した子が属する世帯主については10月上旬までに購入引換券を送

付。③の8月1日から9月30日までに出生した子が属する世帯主については11月上旬までに購入引換券を送付する予定です。商品券の販売・利用については先ほど説明をしましたが、10月から2月末までが商品券の販売期間、10月から3月末までが商品券の使用期間となります。使用済み商品券の換金期間は令和2年4月末までとなっています。続きまして、歳出予算については、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、31目プレミアム付商品券事業費において、プレミアム付商品券事業の実施に必要な事業費及び事務費として、3月補正で3億7,576万4,000円を計上しておりますが、その後、国の制度に関する運用方針が定まり、国の補助対象となる経費が明確になる中で、新たに必要となる経費がありますので、6月補正で1,769万2,000円の増額を計上させていただきました。資料2の後段「2 プレミアム付商品券事業における6月補正について」も併せて御覧ください。増額する費目としましては、12節役務費のうち、通信運搬費434万円は、購入引換券は国の方針により再発行することができないことから、確実に対象者の元に購入引換券が届くよう、普通郵便での郵送を簡易書留での郵送に変更することによるものです。13節委託料のうち、販売業務委託料415万円は、市民に身近な場所で商品券を販売するため、市内の各地に営業所がある事業所への販売委託をするための経費です。先ほども御説明をしましたが、新たに郵便局での販売委託に係る全国統一の単価が示されたことから、郵便局への販売委託を検討しています。ただし、この委託料の額は販売実績によって決まるため、最大限販売したものとして算定しています。次のシステム開発委託料420万2,000円ですが、これまで、国は臨時福祉給付金のシステムを再利用・改修して対応することとしていましたが、再利用できない場合は、新たなシステムの構築を認めることを、新たに示しました。よって、新たに臨時福祉給付金のシステムを改良したものをリースするものです。19節負担金、補助及び交付金は、使用されたプレミアム付商品券の換金額を見込んで計上しているものですが、先ほども御説明したように、3歳未満の子の対象が拡大したことに伴い、

500万円の増額となります。この対象拡大に伴い、事務費についても増加が見込まれますが、3月補正で計上している予算の範囲内で対応できると考えています。次に歳入について、8ページ、9ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金において1,369万2,000円を増額しています。内訳となりますプレミアム付商品券事務費補助金1,269万2,000円とプレミアム付商品券事業費補助金100万円は、先ほど歳出で説明しましたようにプレミアム付商品券事業に必要な事務費と事業費が増額となりますので、それに伴い、それぞれ要した金額の全額が国から交付されるものです。10ページ、11ページです。21款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節総務費雑入において、プレミアム付商品券購入者負担金を400万円増額しています。これは、プレミアム付商品券を購入する際に、購入者から支払われる現金に相当する分を市として歳入するものですが、3歳未満の子の対象が拡大したことに伴い増額するものです。なお、プレミアム付商品券事業の実施に当たりましては、対象者を抽出する関係から子育て支援課、社会福祉課、プレミアム付商品券の活用に関して商工労働課が担当するほか、情報管理課、税務課、市民課等の関係部署と連携し、企画政策課が調整を図りながら進めています。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 続きます、選管のほうから。

白石選挙管理委員会事務局長 それでは選挙管理委員会分について説明します。

14ページ、15ページで、2款総務費、4項選挙費、4目参議院議員選挙費を、補正前3,194万2,000円を1万9,000円増額し、補正後3,196万1,000円とするものです。補正の内容は、全額、1節委員報酬で、先ほどの総務文教常任委員会で御審査していただきました、議案第54号「山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」による委員報酬増額の影響分です。これに要する歳入は、全額特定財源で、8ページ、9ページをお開きくださ

い。15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節国会議員選挙費国庫委託金の参議院議員選挙事務費を1万9,000円増額しております。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

河野朋子分科会長 教育委員会は後でやりますので、ここまでで質疑を受けたいと思います。情報管理課について何か質疑がありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、事業ごとのほうが質疑しやすいかもしれませんので、PPPの調査委託料の件で。そこで何か質疑があれば。

高松秀樹委員 この商工センター、この写真のように外壁を全部そぎ落としたんですけれど、過去。これ、この時代はそもそもこれで終わりだったんですか。それとも、この後に本当は何かしようと思っていたんですか。まず、ちょっとそこからお聞きしたいんですけれど。

和西企画政策課長 済みません、ちょっと直接当時担当していなかったのでのる覚えですけれど、取りあえずは応急処置として危険除去ということで外壁を落としたというのを聞いております。その後につきましては、在り方の検討をしていかなきゃいけないということで、庁内では議論を進めていたというふうに聞いておるところです。

高松秀樹委員 その後、このYM-ZOPの話が持ち上がって、非常に急な話のように聞こえてきて、この話は以前から聞いていなくて、なぜこのような話が、いつ頃から出てきたのかということを知りたいです。

清水企画部長 この件につきましては、昨年の中ごろにYM-ZOPのほうからそういう悩み事があるということでこういう御提案を頂きました。それから、私どももいろいろ研究していきながら進めていったということです。この補助事業につきましては、今年度については4月の中旬までが申請手続でしたので、それまでに向けてYM-ZOPと協議しながら

ら、あるいはこの件につきましては3者の共同ということになりますので、小野田商工会議所あるいは山口銀行さんともよく協議をしていかなければいけないということもありましたので、当初予算にはちょっと間に合わなかったんですけれども、このたび5月の末に採択されましたので今回補正予算として上げさせていただいたというところです。

高松秀樹委員 PPPを活用した商工センター再整備事業ということで調査費が挙げられているんですが、基本的な方向性としてはこのPPPで行いたいということで間違いないですか。

和西企画政策課長 はい、そのとおりです。

高松秀樹委員 その際に、手法がLABVだということなんですが、このLABVは、頂いた資料を見て図が描いてあるんですけれども、合同会社・株式会社等というふうに書いてあって、そこに自治体が現物出資、これ恐らく土地ですよ、あそこの。そして、金融機関、これは恐らく山口銀行なのかなど。民間事業者、これは会議所が入るのかどうなのか。会議所のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これが入ると。LABVといういわゆる会社を立ち上げるということになると思うんですが、この場合、この会社の所有権と事業権というのはどういうふうになるんですか。

和西企画政策課長 そこに書いてありますように、合同会社になる、あるいは株式会社になると、いろいろな形態が想定される場所ですが、それはまたこの調査の中で詰めていくところになるかと思います。

高松秀樹委員 会社形態を別にしても、いわゆる出資をされるんですよ、皆さんが。これ、現物出資と書いてありますが、基本的に市も民間事業者も金融機関もこの会社に出資されるわけですよ。出資されたらその比率が出ますよね。あの土地の評価額は恐らく出ていると思うんですけれども、恐らく全然追いつかない額になっていて、いわゆる金融機関が多く出資

されるのかなと。その場合に、出資割合が出てきますよね。市の出資割合が非常に低いんじゃないかなと思って、そのときの所有権はもちろんこの会社になるんですが、その中で本当に市が未来にきちんと物が言える立場になっていくのかなという気がするんですが、一般論から言えば発言権の少ない出資者になるような気がするんです。その辺の懸念はないんですか。

和西企画政策課長 御説明したとおり、今回のLABVにつきましては、運営にもタッチしないし損失補償も行わないという形になっております。それは、裏を返せばリスクも取らないけれどリターンも取らないということに当たるかと思えます。そういった中で、そうは言ってもやはり出資者として、市は何らかの思いを伝える場というのはあるかとは思いますが、それが一人歩きして民間の営業を圧迫するようなことはないかとは思います。

高松秀樹委員 ちょっとよう分からん、分かりにくいですよ。何か非常にリスクがあるんじゃないのかなという。リターンもきっとあるだろうなという、いわゆるハイリスク・ハイリターンの事業形態のような気がしています。もう一つ質問は、簡単に言えば商工センターが建て替わると見ているんですが、LABVがどういう会社を作るかは別にして、いわゆる賃料を取って経営に当たるということになるんですよ。例えば、商工会議所が借りますと。会議所は賃料を払いますと。ほかのところが入りますと。賃料を払いますと。で、このLABVがそれを基に会社経営をしていくということになるんですか。

和西企画政策課長 想定ですが、そこにできた建屋の中に入る事業者は、入っていることに対しての家賃というようなものを払うことにはなりますが、そこに建つ建屋の収益が上がるものについては収益性がありますので、それは事業体の収入になっていきますので、その家賃以外のところ、収益が上がった部分もこの事業体の収益になるかと思えます。



高松秀樹委員 心配なのは、市の発言力がどのぐらい出てくるのかなという気がして、小さいことを言えば、例えば家賃を決めましょうというときに、市の出資割合が10%しかありませんでしたと。残り、例えば50%以上出資しているところがありますと。で、その発言力が強いと見るのが一般的なんですけど、そういう事態にはならないんですか。

和西企画政策課長 それは、今後調査の中、それから調査を終えた後、事業体を組成する、協議をする中で決めていくことになるかと思いますが、大前提にあるのは、やはり収益性のある事業を行っていく上での資金のスキームが出てくるというのが基本かと思います。

宮本政志委員 高松委員とちょっと重なるかもしれませんが、現物出資ということは、多分、譲渡じゃないですよ。現物出資すると土地の名義は合同会社なり株式会社のほうに、市から移されるんですかね。

和西企画政策課長 そのとおりです。

宮本政志委員 ですよ。ということは、今その現物出資される土地の広さは1ページに書いてあるんですよ。敷地面積4,261平米、1,300坪ぐらい、ちょっと概算ですけど。大体これ、どれぐらいの評価で見えらっしゃいますか。路線価で見ると固定資産評価で見ると分かりませんが、大体その出資額になりますけれど。

和西企画政策課長 まだ正式にはちょっと出しておりませんので、ちょっと分かりません。

宮本政志委員 というのが、恐らく路線価も固定資産評価も多分坪当たり8万円前後ぐらいと思うんですけど、この面積だと大体その出資に該当するのが1億円近いんじゃないかなと思って質問しているんですけど。

和西企画政策課長 概算になりますが、委員御指摘のとおり 1 億円ぐらいを見ているところです。

宮本政志委員 そうすると、さっきリスクとリターンのことをちょっと触れられましたけれど、リターンとしては固定資産税というのは市のほうには入ってくるんじゃないんですか、リターンとしては。

和西企画政策課長 それはあるかと思いますが、私が先ほどリターンと言ったのは、収益を上げた場合にその収益の儲けが入ってくるかどうかということのリターンということを使わせていただいた次第です。

宮本政志委員 さっき高松委員がおっしゃったことはちょっと重要で、リスクですよね、1 億円近い市の資産を現物出資として出すわけですから、その後のリスクというのは当然調査の中で考えていただきたいのと、これはちょっと意見になりますけれど、基本的にはこういう P F I とか P P P というのは、今の時代ではもう進んでいかないといけなかったような事業、結構はやっていますんで、私は結構この工程というか前向きなこういう事業というのは評価しているんです。ですが、やっぱりリスクいうところに関しては、しっかり、大事な市の土地を、財産を出資するわけなんで、その辺りというのはちょっと、意見になりますけれどしっかり精査していただきたいなとは思っています。

和西企画政策課長 調査の中、それからその後の事業体を組成する上において、そのリスクを踏まえて官と民との間の契約を含めたガバナンスというところが大変重要になってくると思いますので、これに時間がかかり掛かると思っております。調査を 2 月に上げた後、実際に動き出してからいろいろその辺りを、参加する事業体を含めて、融資を行う山口銀行を含めてしっかりと詰めていかないといけない一番大切なところかというふうに考えているところです。

笹木慶之委員 これは、これから新たに取り組む事業ですから、今ある説明がありました。そういったところをきちっと整理をしていけばいいと思うんですが、まず2つほどお聞きしますけれど、例のPPPの関連で、エリア全体に連鎖的な事業を生み出すということがあります。山口銀行の跡地の件は分かりましたが、何かほかに市が想定しているといったことがあるんでしょうか。2点目は、PFIとの問題です。そこが今の連鎖的な部分が違うと思うんですけれども、ということで私自身もこのPPPという手法については非常に有効的な手段だと思っているんですが、その辺りの市の考え方を少し聞かせてください。

和西企画政策課長 エリアについてですが、6ページのLABVの一般的なスキームというところで、プロジェクト①、プロジェクト②、プロジェクト③とあります。このプロジェクト①が商工センターであり、プロジェクト②が山銀の跡地であり、プロジェクト③がああ周辺のという考え方もありますし、①が商工センター周辺であり、②が市内のほかの公有地、跡地利用という考え方もLABVの中にはあります。その両者について、やはり当初、今回調査に入りますのでその辺りも考えながら対応には入っていくことになるかと思いますが、まずはやはり商工センターをどのようにしていくかという観点に立ち、進めていくことが先決かなというふうには思っているところです。今のはあくまでもLABVの形が2つあり、いろんな形がありますので2通りの御説明をさせていただいたところです。それからPFIに関してなんですけれど、PFIというのはどちらかといえば公共サービスに対して市が民と一緒にやっていこうという観点です。庁舎を建て替えるのをPFIにしましょうとかいろいろあると思いますが、あれはやはり公共サービスに対しての官民連携になるんですが、今回大きな違いとしては、公有地に対して空間が公有地なんですね。公有地に対して官と民と一緒にまちづくりを考えていこうという観点になるんです。ですからPFIとの違いを資料の中にも書いておいたんですが、大きな違いとしては公共サービスに対し

て行う P F I ではなくて、公有地を一緒になって考えていこうという観点での L A B V を今回進めていこうというところです。

笹木慶之委員 問題はそこが、まず前段が聞いたかったですけれど、連鎖的にやはりこういったものを進めていくということは非常に市にとって友好的な行政手段だと思うんですよ、これから。だから、今いみじくも言われましたが、商工センターの範囲だけということにならず、やはりもっと大きな視点に立ったまちづくりの一環としてこのテーマを捉えていくということが大事じゃないかと。個人の意見ですから言わせてもらいますが、それもやはり議論の中にしっかり入れてほしいなというふうに思います。たまたま、さきに市が売った角地の問題等も、この問題が先に出ておれば、また違った展開もあったかと思うんですけれど、やはり友好的な公有財産の処分の非常に大きなウエートを持っていますから、まだほかにも土地があると思うんですよ。それから先は、一般質問に関連しますから言いませんけれど、その辺りを視野に入れた公有地の管理を考えた事業に結び付けてほしいということを申し上げておきたいと思います。その延長戦というか、もう一方の側にやはり P F I ということがあるということ、やはり公共は公共サービスの充実することが本旨ですから、やはりそのことも当然頭の中から逃げないというふうに思うんですけれど。これは答弁要りません。申し上げておきたいと思います。それと、1, 350万円というのは、もちろん市が全額ということで全額が国庫補助ということなんですが、これに関して市が単独で出すという経費は、当面全くないと考えていいんですね。

和西企画政策課長 そのとおりです。

笹木慶之委員 分かりました。

河野朋子分科会長 ほかに、この件について何か。

長谷川知司委員 もし、市が加わらないよと、あの土地をこの計画される方に売りますよといった場合、どういう影響になるんですか。市が入る必要性がちょっと見えないんですけれど。

和西企画政策課長 民間への土地・建物を含めて売却という形になりますが、やはりそこにまちづくりの視点をしっかり入れた上で、あの地域に対してどういう建屋がふさわしいか、その辺りのことを考える上で、やはり市が入ってその辺りを進めていくという必要性があるかとは思いますが。

長谷川知司委員 私もその必要性は分かりますけれど、今までの説明からすると、市はリスクを余り負わないよというのであれば、どこまでその発言力があるのか。まちづくりと言っても、やっぱり民間は費用が掛かれば制限があると思うんです。だから、ちょっとこれはパッと見たときはすごくいいんですが、市が土地を提供する、それを売ってしまえばもうどうなのか。あるいは提供することで発言力が増すのか。きちんとまちづくりに対して意見が言えるのかどうか。そこの確認はどうなのか。

和西企画政策課長 今回、調査業務に当たるに当たって、にぎわいの創出というキーワードがとても大切になってくるかと思えます。あの辺りのまちづくりという観点から、あの地域はどう変わっていくか、そういう観点を官と民で一緒になって話し合っって調査業務を作り上げていきますので、委員が御指摘される点についてはやはり大切な点でありますので、しっかり調査の中で協議をしていきたいと思えます。

伊場勇副分科会長 少し長谷川委員ともかぶるんですけれども、できるもの、できる建屋によってはあそこの一帯の雰囲気ガラリと変わるものになると思えます。こういったものってたくさんの方が関わって、たくさんの方の不可価値が付いていけばより良いものになると思うんですけれども、調査のフォローのところでPPPの人材育成のところが一番力を入れるというふうにありましたが、あそこには高校も近いですし山口東京理科

大学にも比較的近い場所にもありますし、地元の人も含めそういったところのアナウンスであったりとかワークショップだったりとか、今から調査というところも十分分かりますけれども、今のそのイメージとか思いとかがあれば、もうちょっと詳しく聞かせてください。

和西企画政策課長 委員言われましたとおり官と民、それからその周辺の方々を含めて、市民のその考え方ですね、あの地域に暮らしていらっしゃる方々がどのようなまちにしていきたいか、どのようなまちになったら良いかという観点はとても大切だと思いますので、ワークショップ等で地域住民の皆様にも御参加いただけるような場をしっかりと作って、この調査報告書を上げていきたいというふうに考えているところです。

高松秀樹委員 表紙に商工センターが赤線、山銀が緑線で描いてあるじゃないですか。これは両方整備するということになるんですね。

和西企画政策課長 3ページの※印のところにありますが、跡地活用事業への参画も視野にとあります。これは、山口銀行の跡地もこの中で話し合っていくということになります。

高松秀樹委員 先ほどの長谷川委員の質問に対する答弁で、にぎわいの創出うんぬんという話がありましたけれど、もともと総合計画でここはそういう位置付けにあったのかどうなのか。そして、にぎわいの、その近隣の人たちのどうのこうのとありましたけれど、一応事業名は商工センター再整備事業とありますよね。ということは、商工センターの跡地というか場所を整備するものと。なのに、答弁はにぎわいの創出だとか近隣のという言い方をされるんですが、その辺はどういうふうに理解したらいいですか。

和西企画政策課長 今回、国交省に補助申請するに当たっての補助申請メニューの案件なんですけれど、実は市有地利活用及びエリアマネジメント等

に係る官民連携事業可能性調査ということで、商工センターという文字は使っておりません。今回、こうやって市議会に補正予算を出すに当たって、この文言ではちょっと分かりづらいところもありましたので、このような形に資料等をさせていただいているところですが、思いとしては市有地の利活用をこの商工センターをリーディングプロジェクトにして広げていけたらいいなということで可能性調査をしていくということになります。また、総合計画においてなんですけれど、ここは地域の生活や交流の地域拠点に位置付けております。コミュニティ施設等の充実や商業集積拠点としてのにぎわいの創出を図ることを示しているところです。総合計画の中にそのように位置付けております。

高松秀樹委員 よく分かりました。ということは、この調査が終わって実際に取り掛かって本当に完成したときは、単なる商工センター跡地、山銀跡地に物が建ったという話ではなくて、そのエリアマネジメントという言葉が使われたので、このエリアがにぎわいを持っていくというふうに思っているのでしょうか。

和西企画政策課長 今回、国交省等に私も参りまして、その辺りについては非常に期待されておるところです。一つの建屋が生まれ変わるだけではなくて、それが波及していくようにというようなことを今回の調査業務の中で言われているところです。まだ取り掛かっておりませんし、調査業務に今から入る段階で何とも言えないところもあるんですが、やはり目指す方向性としては、今委員が言われたところというのはしっかり持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

長谷川知司委員 1ページの商工センターの枠ですけど、この東側のほうにまだ駐車スペースがあり、北側のほうにも駐車スペースがあるんですが、そこはどう考えるんですか。

清水企画部長 これは、最初に申請出したときの図面だったものです。これが

一番最初に建てられたときの範囲でありまして、実際はもう少し左側にも土地がありますし、上のほうも駐車場があります。ですから、実際、今回整備事業に当たるに当たってはここよりも少し広い面積であるというところでありまして。

奥良秀委員 このたび、このYM-ZOPさんとの共同ということなんですが、実績というものは今まであるんでしょうか。要は地方公共団体と手を組んで行うということは今までやられたことがあるんでしょうか。

和西企画政策課長 先ほど申しましたPPP及びPFIの山口のプラットフォームの代表者になっておりまして、各自治体との連携をしておるところです。昨年来、空調の問題がありますし、そのPFIで進めている自治体は県内にあるんですが、そのようなところに入って進めていたりというようなことで、PPP及びPFIに関しての実績というのは県内では一番かなというふうに思っているところです。

奥良秀委員 県内で一番というのは、要は事業体を組まれて何かしらの協議をされているという中で一番という解釈なのか、それとも何かこういうふうな構造物、今回構造物になるんですが、そういったものを作った実績があるのかどうなのかという、今どちらなのかという質問をさせてもらっています。もう一度お願いします。

和西企画政策課長 済みません、今手持ちがありませんので、YM-ZOPの実績というのは資料がありますので、後ほど出させていただければというふうに思います。

奥良秀委員 これからの話なんで否定するつもりはさらさらないんですが、やはり私としてはこちらの建物というのは、今までは商工センターでの活用ということで、いろいろな企業であったりいろいろな方々が集まられているいろいろなワークショップを行われたりする場所で今使われていると



ころなんですよ。今回、民間と公共とで手を組んでやられると。民間がどっちかという権利を持ってそういう建物を建てられるのかなということになると、やはり採算性というものを考えられて運用される建物になってくるということを考えると、使用料であったりとか駐車場の料金であったりとか、そういうところも改定される、若しくは上昇するところところがちょっと懸念されるんですが、これもまた今後の話になってくると思いますので、その辺もやはり、今にぎわいの話も出ましたが、なるべく使用しやすいような金額を考えていかないと、にぎわいというのはなかなか難しいのかなと思っていますので、その辺も考えて。私たち議員としてもその辺も管理しながら見ながらやろうと思うんですが、あくまで民間主導でならないように行政のほうからも意見が言えるようにしてもらいたいと思いますので。これは意見としてお願いします。

河野朋子分科会長 意見ということによろしいですね。

古川副市長 今回、この件でございしますが、YM-ZOPにつきましては平成27年に地方創生に特化したコンサルティング会社として設立されております。地方創生、よく言われる「産学官金労言」の「金」の立場で地方創生をしていくというスタンスで作られたというふうに聞いております。その中で、産業振興、雇用創出、観光、まちづくり、労働生産性の向上、またPPPやPFIの様々な分野のプロジェクトを自治体と連携して取り組んでいきたいという目的の中で設置されておるところでございします。そうした中でこのYM-ZOPは、国交省、また内閣府とも連携が強く、国の補助金の活用というのも提言されたということです。それと、LABV、これ緒に就いたばかりです。議員の皆様からいろいろな御意見、御指摘も頂きましたが、まだこれが今回議案を議決、予算を議決していただいた中で調査に入ります。そうした中で今頂いた意見もYM-ZOP等と協議する中で詰めていきたいと思いますので、その辺の御理解をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

河野朋子分科会長 この件について、もう質疑はそろそろよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、次のプレミアム付商品券の事業について何か質疑があれば受けます。

高松秀樹委員 分割販売ができるということで、この販売方法なんですけれど、5,000円単位での販売で、例えば販売額2万円の権利がある人は、5,000円を4回別々の日程でも買えるということではよろしいですか。

佐貫企画政策課政策調整係長 おっしゃるとおり、別々の日程で5,000円を好きなときに買うことができるようになります。

高松秀樹委員 次に、それを入手したら、今度は買わんにゃいけないのですけれど、買うときに市内の400店舗程度と。前回はどのぐらい店舗だったのか。今回の400店舗というのがきちんと集められるのか。また、この400店舗というのは恐らく小さい店も含めてだと思っているので、その辺の考え方を教えてください。

佐貫企画政策課政策調整係長 前回のプレミアム付商品券というのは、今回とは違う形にはなりますが、商工会議所等の御協力の下、販売をしております。そのときに400店舗ぐらいありまして、今回も同じお店にはまた参加を呼び掛けておりますので、大体同じぐらいの店舗に参加していただけるというふうに見込んでいます。

長谷川知司委員 この商品券を買うときに、本人確認とかは要るんですか。誰でもいいんですか。

佐貫企画政策課政策調整係長 基本的には同じ世帯の方であれば買うことができます。一応本人確認をするということになっておりますので、基本的には免許証とか保険証等にはなりますが、一応この辺は国のほうから指針が示されておりました、郵便物等で名前が書いてあるものもいいとい

うふうになっていますので、公的な身分証明でなくても買えるというふうには考えております。

伊場勇副分科会長 この事業は急ピッチで、急に出てきたもので一生懸命考えられて、簡易書留とかになられたと思うんですけど、周知のことを議場でも質問がありまして、あらゆる手段をというふうに御答弁を頂きましたが、少し詳しく教えていただけますか。

佐貫企画政策課政策調整係長 基本的には非課税の方に関しては、対象と思われる方に対象と思われまますという通知をお送りするようになります。3歳未満の方には、購入引換券を直接お送りするようになります。なので、基本的にはその該当する方には基本的に何らかの文書を郵送で送るというふうに考えております。あわせて、これは国のほうが主導にはなりますが、テレビとか新聞等の報道はする予定ですし、市のほうとしては広報紙あるいはホームページ等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

河野朋子分科会長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2款のところの歳出に係る・・・いや、いいですね。もうほかに、何か質疑が漏れたところがありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）特に、選管についてもなければ、2款について今のところでなければ終わりたいと思いますが、よろしいですね。では、質疑はそこの部分を終わりにして、教育委員会のほうに入りたいと思いますので、入替えをお願いします。35分から再開します。

---

午前11時25分 休憩

---

---

午前11時35分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。10款についての説明をよ

ろしく申し上げます。

吉岡教育次長兼教育総務課長 それでは、議案第52号令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）、教育総務課分について御説明します。このたびの補正は、昨年度、工事請負費を議決していただきました市立小中学校、幼稚園の普通教室等に整備するエアコンの使用に係る電気代の補正です。当初は、7月1日からの稼働を目標にしておりましたが、昨年12月議会での工事請負費の早期議決をしていただいたことで、JV公募や入札に早期に取り掛かることができ、臨時議会を開催していただいたことで、2月15日には本契約を締結でき、早期の工事着工に取り掛かることができました。おかげさまで、工事もほぼ完了し、予定より早く運用を開始することが可能となっております。それでは、議案の18ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需要費の光熱水費1,496万4,000円の増額は、小学校に設置したエアコンの電気代となります。20ページの10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、11節需要費の光熱水費691万3,000円、4項幼稚園費、1目幼稚園費、11節需用費33万2,000円は同じく中学校、幼稚園に設置したエアコンの電気代となります。積算に当たりましては、6月から9月までが冷房の運転期間、12月から3月までが暖房の運転期間ということで積算していますが、積算に当たりましては、エアコン機器を納入したメーカーに実際の消費電力の状況を相談しながら、中国電力にも電気の計算等を確認しながら積算したところ です。次に、エアコンの利用に係る指針について御説明します。お配りしております、「山陽小野田市立小・中学校、幼稚園空調設備運用指針」を御覧ください。この指針につきましては、教育委員会会議で教育委員の方々に御意見を頂くとともに、各学校にも配布して意見を頂き策定しています。内容を御説明させていただきます。1ページめくっていただきまして、目次、それから始めにとということで地球環境等々のことを記載しております。次に、1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページ目が夏期におけるエアコンの使用についてというこ

とです。(1)については期間を示しております。6月1日から9月30日までの4か月を基本としますと、夏期についてはこのようにしております。ただし、この期間外であっても異常気象等により児童・生徒・園児の健康を損なうおそれがある場合は、校長(園長)等の判断でエアコンを使用できることとしております。次に、「(2)使用時間」です。基本は、部屋を使用している時間を基本としております。ただし、1番にありますように図書館については、いつでも図書室を利用できる状況にしたいということで、始業時から終業時まで常時運転するというようにしております。昼休み等については、その日の天候に応じて運動や図書館での読書活動をしていただきたいということで、基本的にはエアコンを切っていただきたいということです。清掃時間、これは清掃時間にエアコンを運転しますと、フィルター、ゴミをエアコンが吸い込むことがあります。運転効率が悪くなるとともに寿命も変わってまいりますので、切っていただきたいということをお願いをしております。それに絡めて④掃除時間の次がホームルームになる学校があります。これは中学校の数校ですが、そういった場合にはエアコンの使用は控えていただきたいということをお願いをしております。⑤については、基本的には放課後、休校日についても補修授業、課外活動で使用するときに除いてエアコン運転を控えてください、必要なときに使ってくださいということです。また、体育の授業、学年集会などで教室を使用しない時間が30分以上続くときは、エアコンの電源を切っていただきたいというお願いをしております。次に、3ページです。「(3)使用の目安」ということで、目安としましてはWBGT、これは暑さ指数というものです。環境省が定めた基準ですが、これが25度以上のときに使用してくださいということで基本としております。この暑さ指数については、ただ単に温度だけではなくて、温度、湿度、輻射熱、こちらを総合的に勘案した基準というものでできております。下に表がありますが、これが31度以上になると危険、28度以上31度未満は厳重警戒、25度以上28度未満は警戒、25度未満は注意ということになっておりますので、この25度以上28度の未満の警戒になれば使用していただきたい

いということで目安として示しております。次に、「(4) 温度設定の目安」ですが、夏期につきましては基本28度が目安になるように運転することを基本とします、ということで示しております。温度につきましては、学校環境衛生基準、これは文科省が策定したのですが、この中で教室等における温度の基準を17度以上28度以下であることが望ましいとされております。これに併せまして、夏期については28度目安で運転していただきたいということで記述しております。また、これはエアコンの機能ですが、運転ボタンを押すと自動的に28度の設定になります。ただし、御存じのとおり、学校の中で教室の場所、向きによってかなり状況が変わってまいります。ある部屋は余り暑くないけれども、同じ学校の中でもほかの部屋は日が非常に入って暑いというようなことがありますので、それを補うために温度設定を一時的に上げ下げできるような設定にしておりますので、必要であれば温度を一時的に下げるといったようなことを先生方の判断でやっていただきたいということで記載しております。また、④、⑤については、子供の体調を見ながら運転していただきたいということであっております。次に、4ページ、5ページは冬におけるエアコンの使用ということで、基本的には夏と冬ですけれども、使用期間については12月1日から翌年の3月31日までの4か月を基本とするということでしております。また、これも夏と同じように学校の判断で使用することができるとしております。そして、使用時間については夏期と全く同じです。次に、「(3) 温度設定の目安」ですが、先ほどの学校環境衛生基準にありましたように、教室の温度は17度以上28度以下であることが望ましいということを受けまして、冬については17度目安になるように運転していただきたいということで入れておるところです。次に、1枚めくっていただきまして6ページ、7ページを御覧ください。6ページの「4 扇風機の併用について」です。昨年まで、各学校には扇風機を配置する事業を進めてまいりました。これにつきましては有効活用、エアコンの冷気については床のほうにたまる、暖気、冬については天井のほうにたまるということにやはりなりますので、この扇風機を有効に活用していただいて、教室内の

空気を循環させていただくということで、効率的に併用で使っていただきたいということで記述しております。次に、「5 カーテン等の活用について」は、既存のカーテンも活用させていただくということと、教育委員会で進めております緑のカーテン事業も、今後も積極的に取り組んでいただいて、エアコンと併用することでより効果を上げていただきたいということでお願いをしているところです。次に、「6 換気について」です。これは夏も冬も共通ですが、エアコンについては空気が中で循環するだけですので、夏においてもやはり換気というものは必要になってまいります。冬は特にインフルエンザの予防等もありますが、夏においても冬と同様に定期的に窓を開ける等をして、換気していただきたいということでお願いしております。次に、「7 健康への配慮について」です。やはり子供には個人差がありますので、一人ひとりの状況を見ながら注意を払って運転をしていただきたいということもありますし、風がやはりずっと当たりますと夏場とかは冷えて体調が悪くなるということもありますので、その辺りも工夫していただきたい。特にプールの使用後に急に冷風に当たると、体温が下がったり体調を崩したりすることがありますので、十分に注意していただきたいということでお願いしております。やはり、外の温度と教室内の温度の差が余り大きいと、子供の体調にも影響が出るということもありますので、その辺りも学校には気を付けていただきたいというふうをお願いしたいと思います。「8 その他」については、運用上のことでありまして、清掃でありますとか、操作については基本的には教職員が行っていただきたいというところ。あとは当然のことではありますが、エアコンは大切に使っていただきたい。そしてこの運用については、今後状況を見ながら学校の意見を聞きながら変更する可能性があるということで最後締めております。指針についての説明は以上です。議案についても説明は以上です。

河野朋子分科会長 指針についても丁寧な説明を頂きましたが、補正予算の内容について質疑があればどうぞ。

高松秀樹委員 需用費が約1,500万円で、使用期間を見てみると1年間で1,500万円要るということですよ。来年度も大体このぐらい要るだろうという計算でよろしいということですよ。このエアコンは、メンテナンスは必要なんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 先ほどのマニュアルにありましたようにフィルターの掃除等、通常の家用途のエアコンと同じようなメンテナンス等を考えております。

高松秀樹委員 ということは、メンテナンスには経費が掛からないということですよ。今、小学校、中学校、幼稚園と付いているんですが、これは同一メーカーが付いているんですか。それともばらばらのメーカーが付いているんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 全て同じメーカーです。

高松秀樹委員 どこのメーカーが付いていますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 日立です。

笹木慶之委員 運用指針の説明をされましたが、3ページの暑さ指数のことがありました。これは誰がどのようにチェックするのでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 この暑さ指数と申しますのが、環境省が定めた基準です。環境省のホームページに、この暑さ指数を測定する場所が全国にいろいろあるんですが、その特定の箇所を指定して先ほどのこの4段階ありましたがどの段階になったときにメールを配信するというような機能があります。ですので、こちらの、例えば暑さ指数が25度以上のときということになっておりますけれども、この25度以上になったらメールが来るような設定をしていただければ、それを学校長なりに判



断していただいて、エアコンのスイッチを入れていただくということになるかと思います。そして、環境省のホームページを見ますと3日間先の予想等も出ておりますので、またそちらのほうも参考にさせていただいて、稼働していただければと思っております。

笹木慶之委員 よく分からないですが、これから見ると室内温度の目安と書いてありますが、それより先に使用の目安のほうにどうしても目が行くんですが。ということになりますよね。ここの判断が今言われたような方法論は分かりますが、現実的に大丈夫かなという気がします。その辺りはいいですかね。神経質にならんでいいかも分かりませんが、28度以下ということであればいいんですけれど、いわゆる教育委員会として各現場にどのような対応をされるのかということが気になる。やっぱり管理責任がありますからね。

吉岡教育次長兼教育総務課長 今後のことですけれども、先ほど環境省でメール配信というのを御紹介させていただきましたが、今後やはりすぐに実際の現場の暑さ指数というのを測定したいというのがありますので、それが測定できるような簡易的なものがありますので、そちらのほうは学校に配っていきたいというふうに思います。それを目安に学校で運用を開始していただくということになるかと思います。

笹木慶之委員 余り余計な心配してもいけないのですが、この際聞いておかなくちやならんと思いますけれど、授業によればやはり全くこのエアコンのないところでのものがありますよね。例えば体育の授業とかそういうケースの場合。もう1点関連して尋ねるんですが、6月に小学校各学校で運動会をされますよね。今年の運動会についても、市内を見ても午前中で終わったところ、午後もやったところがありますが、要はかなり6月も温度が高いところがあって、健康を害する子供もいるということなんですが、それらとの関係は、もちろんエアコンだけではなしに子供の教育というのはトータルで見なくちゃなりませんが、その辺りはど

のようにお考えでしょうか。

長谷川教育長 確かに、運動会の練習をすると体温が随分上がります。そのときは、ある程度体温を下げてやる必要もあるでしょう。そういったところの柔軟性を持たせるために、使用期間というところを見ていただけると分かると思うのですが、校長等の判断でエアコンを使用できるというふうに柔軟に利用できるようにしております。そういったところで対応してまいりたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 そこなんですよね。だから、やはり現場中心で状況を見て対応できるようにしておかんと、もちろん原則としてということではありますけれど、やはりその辺りでという問題が起こりがちですから、そこは十分御配慮いただきたいなというふうに申し添えておきます。

奥良秀委員 一つ目なんですけど、高松委員からちょっと質問があったものと補足なんですけど、メンテナンスは基本的にはお金は掛からないよというお話だったんですけど、逆の質問でじゃあ壊れるまでメンテナンスしないんですかという話になるんですけど、例えば機械であれば何年かごとに業者の方に見てもらうことによって長寿命化ができると思うんですけど、その辺の考えはありますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 保証期間がありますので、最初の1年間はメーカー保証があります。その後については、これはこれからの課題にはなるかと思えますけれども、今おっしゃられたようなことはちょっと検討していかないといけないと思います。

奥良秀委員 使いつ放しで壊れて交換ということにならないように、よろしくお願いします。次に、指針のほうで、エアコンはそもそも誰が電源入れるんでしょうか。ぱっと見させてもらって、どこにもスイッチを入れる方が誰って書いてあるか分からないんですけど、誰がスイッチを入れるん

でしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 最後ちょっと説明が早口になりましたので申し訳ありません。7ページの8(3)です。操作についてということで、操作は教職員が行ってくださいとしております。ですので、学校で校長先生がこの日はエアコンをつけますよということになれば、担任の先生等に指示をしていただいて先生方がスイッチを入れるということになるうと思います。

奥良秀委員 分かりました。もう1つ、この温度によって管理をしますよと。暑さ指数ということも書いてあるんですが、先ほど笹木委員からそういうふうな簡易的な温度・湿度の測定器を置かれるという予定なんですが、これは全部の学校に置かれるんですか、それとも全部の教室に置かれるんでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 基本的には全ての学校に置かないといけないと思います。そして、これはエアコンを開始する目安になりますので、全ての教室というよりは、学校に必要な数だけを配備し、校長先生が最終的に判断されると思いますけれども、その中で判断ができる数を配付したいというふうに考えております。

奥良秀委員 各学校の校長先生がその簡易的な湿度・温度計を見られて使う、使わないを判断するという考えでよろしいでしょうか。

尾山教育部長 訂正させていただきます。将来的にはエアコンがある全ての部屋に1つずつ測定器を置きたいと考えておりますが、ちょっと私どもの不手際でこの測定器については、この運用指針を作り始めるまで考えておりませんでしたので、暑さ指数で判断するという発想をちょっと持っておりませんでしたので、今年度は既存の予算の中から各学校に最低1台ずつは配付させていただいて、その後また予算を確保しながら将来的

にはエアコンがある全ての部屋に行き渡るようにということで考えております。

奥良秀委員 そのとおりで、そのようにしてもらえれば先ほど言われた、要はインターネットでその暑さ指数を見るという現場としては簡易的なんです、それではちょっと実効性が多分ないと思いますので、是非ともそういうふうにしていただきたいと思います。最後に、要望というか提案なんです、例えば教室の入り口等々が多分普通の引き戸になっているのかなど。そういったところにカーテン等を付けて冷気や暖気が逃げないような対策もしていただければ、また緑のカーテンと一緒にエコ対策になるんじゃないかなと思いますので、これはあくまで意見として述べさせていただきます。以上です。

河野朋子分科会長 そういう提案があったということを受け止めていただいて。

長谷川知司委員 光熱水費で増加と出ていますが、実際、冬場は灯油を使っていらっしゃってそれは不要になると思うんです。その減額を今回はされないんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 特別教室等にはエアコンが付いておりませんので、教室についてはこれまでと同じようにブルーヒーターで灯油を使うこととなります。今年度もやはり教室の状況によって量がどういう形になるか分かりませんが、このたびは灯油の減額補正はしておりません。

長谷川知司委員 今後、灯油の減額というのは最後12月でも精算されると思いますので、それはきちんとしていただきたいと思います。それと同時に集中操作です。各教室でなくて、例えば警備員さんがいらっしゃるところ、あるいは職員室等でできるのかどうか、これをお聞きします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 このたび導入しましたエアコンについては、全

て個別操作になっておりまして、集中操作はできないことになっております。

長谷川知司委員 警備員さんが各教室を回られていらっしゃいますが、これも大変な作業ですのでその作業が増えたということの御理解は持ってください。やはり一晩中つけっぱなしとかかがあっちゃいけないので、そういうのが一目で分かればいいんですけれど、今回ないということですので。高千帆小学校などは東向きの教室があって、朝日が当たってすごく暑いんです。先ほど言われました測定器を置くということですが、この設置場所をよく考えて、教室の実情に合わせて、暑いところはすぐ温度が分かるようにしていただきたいというのが希望です。それと、教室はどうしても天井高3 m以上という建築基準法上の設定がありました。市内はほとんど3 m以上と思いますので、シーリングファンとか今後は扇風機だけでなく天井扇ですね、そういうことも必要に応じて検討ということも今後考えていただければと思います。

河野朋子分科会長 審査の途中ですが、お昼を少し過ぎますことを御了承いただきます。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今のに対して、答弁がありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）答弁があればお願いします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 長谷川委員のお話の中で、消し忘れるとずっとついたままということがありましたけれども、機能の中でそういった消し忘れ防止をするために、スイッチを入れて3時間たつと自動的に切れるというような形にしております。

河野朋子分科会長 分かりました。その他の提案についてはまた受け止めていただくということで。

笹木慶之委員 今日、財政サイドが出ておられませんから古川副市長に私のほうからお願いしておきたいと思いますが、新たな社会的環境を整えられ

るために、教育委員会、今回新たなこういう予算が毎年増えるわけですよ。2, 200万円、あるいはこれが最低でもっと増えるかもしれませんが、教育費の中で丸めてやらないように、新たな対応ということで。というのは、学校現場にどうもし寄せが来ているという話をいろいろ聞くんですが、それが本当かどうか分かりませんが、でも、やはり新たな社会環境を整えるという意味合いでの増額補正ですから、そのことはしっかり視野に入れた予算対応をしてほしいということを申し上げておきますが、いかがでしょうか。

古川副市長 この小・中学校のエアコンにつきましては、去年の10月に文科省の補助金の制度というか文科省のほうで予算を繰り上げるという指導が出ましたので、それを受けて速やかに対応いたしまして、補正予算、また議会のほうにもいろいろ議決につきまして御尽力いただきました。そういうことの中で、今回6月に完成という運びになりました。先ほど笹木委員が言われましたように、やはり付けたからにはこのランニングコストというのは当然掛かってきますが、それは先ほど教育委員会も申しておりましたが、この空調設備の運用指針、これを忠実に学校当局でよく守っていただく中で、必要なものとして予算計上はされてくると思いますので、きちんと財政当局のほうも精査して予算の査定をするというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

高松秀樹委員 使用時間で、教室を使用しない時間が30分以上続くときはエアコンの電源を切ってくださいとありますが、よく最近テレビとかでエアコンをすぐつけるんなら切らないほうが電気代が安いんですよというのがありますが、それを踏まえたこの30分という設定になっているんですか。

尾山教育部長 これは私がサイトで、あるエアコンの製造メーカーのホームページを見ておりましたらこういうことが書いてありまして、これぐらいだったら切ったほうがいいんだけど、それ以上となると・・・要は、

電気代の話になって申し訳ないんですけど、そういったことで書いてありましたので、そのままここへ落とし込んだ次第です。

高松秀樹委員 扇風機の併用があるんですが、扇風機は市内各小・中学校の全教室に既に設置されておるんですよね。今何台ずつあるんですか。トータルはいいです。教室に何台ありますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 小学校の普通教室には、1教室当たり4台、中学校について2台あります。

河野朋子分科会長 よろしいですか。ほかに質疑は。（「なし」と呼ぶ者あり）でしたら、10款についての質疑は打ち切りまして、先ほど追加の資料を持ってきていただきましたので。教育委員会の方は退室ください。

（執行部退室及び資料配布）

河野朋子分科会長 お昼を過ぎて申し訳ないですけど、資料について何か説明があれば、よろしくお願いします。

和西企画政策課長 先ほど、奥委員からYM-ZOPの実績等をとられましたので、資料を出させていただきました。右側の真ん中辺りにPPP及びPFIについての実績等があります。私がちょっと答弁の中で空調の話をしたんですが、済みません、ちょっと頭を整理してみると、去年YM-ZOPがプラットフォームの関係で空調のセミナーをしていて、それに参加したことで思い出しまして、ちょっとどこかの町の空調のPFIをやっているみたいな話をしましたが、それはちょっと訂正させていただきます。以上です。

河野朋子分科会長 よろしいですかね、この資料を頂いたということで。それでは、分科会をこれで閉会します。引き続き委員会を開会します。

---

午後0時8分 散会

---

令和元年（2019年）6月14日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河野 朋子